

(事務連絡)

平成26年4月4日

指定訪問入浴サービス事業者 管理者 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
(在宅福祉担当 075-222-4161)

平成26年度の障害者総合支援法に基づく訪問入浴サービス事業の報酬改定等について

日頃は、本市の障害保健福祉行政の推進に御理解、御協力をいただきありがとうございます。
さて、国におきましては、平成26年4月サービス提供分から、消費税の増税率の引上げに係る影響分を考慮し、障害福祉サービスに係る介護報酬に関しても増額改定等が実施されますが、これに伴い、本市の訪問入浴サービス事業につきましても、報酬の増額改定を行います。

また、これまで請求コードは1種類でしたが、訪問時に利用者の体調変動等で入浴できず、清拭や部分浴を実施した場合の減算単価を設けることとしますので、今後、適切な運用をお願いいたします。

1 改定等の内容

(1) 基本単価の増額改定

訪問入浴サービスを実施した場合の単価（訪問入浴基本）

1回あたり1,250単位→1,259単位

(2) 減算単価の創設

清拭や部分浴を実施した場合の単価（訪問入浴減算）

1回あたり881単位（基本単価の7割）

2 適用時期

平成26年4月サービス提供分から